

「通級による指導」について

～特別な配慮を必要とする児童生徒が適切な指導を受けることができるようするために～

このリーフレットは、「通級による指導」について理解し、通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒に対して、個々のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援がなされ、自立と社会参加を図ることを目指すものです。

「通級による指導」とは

通常の学級に在籍する児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいなどに応じた特別の指導（通級による指導（自立活動））を「通級指導教室」で受けるという指導の形態です。

◆山形県における通級による指導

- 言語（言語障がいを対象）
- 難聴（聴覚障がいを対象）
- LD等^{*}（LD、ADHD、自閉症、情緒障がいなどを対象）

【通級による指導の対象】

- 1 言語障がい者 2 自閉症者 3 情緒障がい者
- 4 弱視者 5 難聴者 6 学習障がい者（LD）
- 7 注意欠陥多動性障がい者（ADHD）
- 8 その他の障がいがある者で、特別の教育課程による教育を行なうことが適当なもの（肢体不自由、病弱のことを示す。）

令和6年5月1日現在

地区	言語障がい 合計 30校				LD等 [*] 合計 37校				難聴 合計 2校	
	村山	最上	置賜	庄内	村山	最上	置賜	庄内	村山	庄内
小学校	14	2	9	5	13	3	3	3		
中学校	0	0	0	0	4	1	1	2		
高等学校					1	1	2	3		
特別支援学校									1	1

どのような指導をするの？

「通級による指導」では「自立活動」の指導が中心となります。



「自立活動」とは、個々の児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目標にしています。

（特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 参照）

1 対象となる児童生徒

学習面や行動面において、在籍学級での配慮や指導方法の工夫等に加え、一部特別な指導を必要とする児童生徒

（校内委員会で検討し、校長が判断する。LD や ADHD 等の場合は疑いも含む。診断の有無によらない。）

2 指導内容 LD等を対象とした「通級による指導」の場合

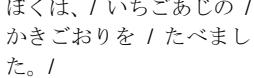
- ・ 対人関係に必要な基礎的な力の育成
- ・ 状況の変化への適切な対応の習得
- ・ コミュニケーション能力の向上
- ・ 運動機能の協応性、巧緻性の改善
- ・ 生活リズムや生活習慣の形成
- ・ 情緒の安定、心理的不適応の改善
- ・ 認知機能の改善、概念の習得
- ・ 社会的スキルの向上 等



自立活動の指導は、各教科等において育まれる資質・能力を支える大事な役割を担っています！

3 指導の具体例

一人一人の実態や特性を的確に把握して指導内容を検討し、個別の指導計画をもとに指導します。
児童生徒の得意なこと等を生かし、自信をもって取り組め、さらに伸ばすような指導内容を取り上げ、自己理解・自己決定・自己肯定感を大切に、意欲を高める指導をします。

児童生徒の願い	相談	通級による指導 (通級担当)	連携	通常の学級での授業 (担任・教科担当)
気持ちのコントロールができるようになりたい イライラ・不安等		<ul style="list-style-type: none"> 自分の気持ちを理解し、表現・対応する学習 ソーシャルスキルトレーニング等によるコミュニケーションスキルの獲得や向上 安心できる環境の整備 等 <p>【心理的な安定・環境の把握・コミュニケーション】</p> 		<ul style="list-style-type: none"> 各教科の中で表現に関する指導。 授業の流れの見通しを示す。 周囲の励ましや期待、賞賛を受けながら、できる、できたという成功体験を積み重ねる指導・支援をする。
持ち物や予定を自分で管理できるようになりたい		<ul style="list-style-type: none"> 発達段階に合わせた工夫を見つける。 例) 連絡メモの活用 ランドセルへのメモの貼り付け スマートフォン等によるリマインダーの活用 音声メモの活用 等 <p>【環境の把握】</p>		<ul style="list-style-type: none"> 本人・家庭・通級担当と連携を図り、賞賛を受けながら成功体験を積み重ねる指導・支援をする。 課題の量が適切か、方法はどうかなど必要に応じて検討する。
読むまたは書くなどに困難があり、自分に合った学び方を見つけ、身に付けたい		<ul style="list-style-type: none"> 認知の特性を理解し、<u>個別最適な学び</u>を見つける。 認知や機能の特性により、ビジョントレーニング、運動機能の協応性、巧緻性の向上に向けた学習 等 <p>【心理的な安定・環境の把握】</p>   <p>ぼくは、/いちごあじの/ かきごおりを/たべました。/ 分かち書きをして 読みやすくする工夫</p> <p>ICT機器の活用 ルビ振り、読み上げ、 読みの場所が分かる、音声入力等</p>		<ul style="list-style-type: none"> 通級担当との学習状況の共有 通級で見つけた学び方を活用した学習の保障 <u>ユニバーサルデザインの視点</u>を取り入れた指導の工夫 できる、できたという成功体験を積み重ねる指導・支援をする。 <p>自分たちの声を社会に届けたくないのでしょうか。 日本で7割を超える高校生が「社会や政治問題」</p> <p>読んでいる行を分かりやすく する工夫 スリットを活用</p>

○通常の学級担任・教科担当も、自立活動の指導について十分に理解し、連携して指導することが大切です。

○通常の学級の温かい風土を基盤にしてこそ、学級集団の中で児童生徒の活動が充実します。

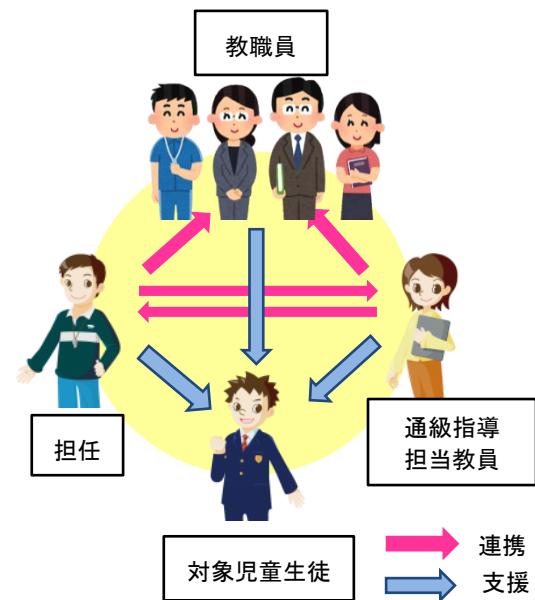
(多様な学び方を認め合う学級経営・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導の工夫等)

必要があるときは、各教科の内容を取り入れながら学習を行いますが、「通級による指導」は、学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、一人一人の状況に応じた学習を行うものであり、各教科の学習の遅れを個別に補充する時間ではありません。

全教職員が共有し、連携して指導する

通級による指導の担当教員が、担任や教科の担当等と、定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなどして、学校全体で連携して支援します。

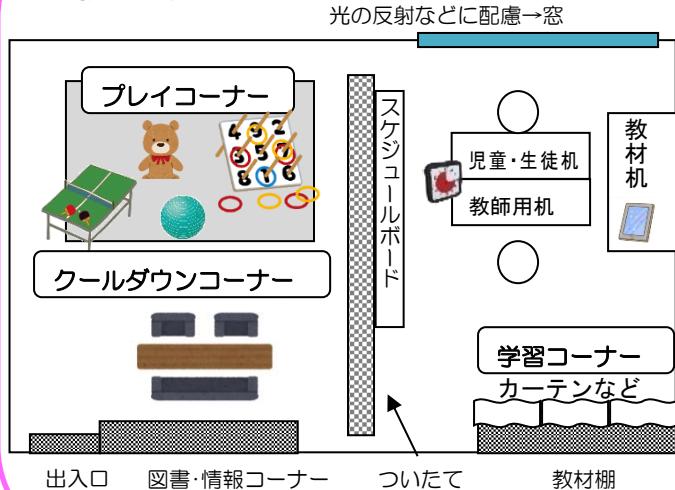
- 学習指導要領では、通級指導教室で学習する児童生徒について、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成することが示されています。
- 最終的には、全ての学習を通常の学級で行うことができるよう、各場面に応じた適切な支援を、校内で組織的に行うことが大切です。



教室環境や学習の配慮の例

障がいの特性や子どもの状況に応じて検討します。

～教室環境【例】～



○静かな環境(音に敏感なとき)の整備

- 例) 机や椅子の脚にテニスボールをつける。
- カーペットを敷く。

○目から入る刺激の調整

- 例) すりガラスやカーテン、パーテーションを準備する。
- 席の前方の掲示物をできるだけ少なくする。

○見通しが持てる学習提示の工夫

- 例) 1時間の流れの分かるボードを提示する。
- 指導の形態によって場所を変える。

○子どもたちが来なくなるような環境整備

- 例) 一人で学習できる教材・教具をたくさん準備する。
- 頑張りが見える掲示物を準備する。

「通級による指導」により期待される効果

〈対象児童生徒の変化〉

- 通級による指導で学んだことを、通常の学級の学習でいかそうとする姿勢が見られた。
- 気持ちをコントロールできるようになってきた。
- 通常の学級で落ち着いて学習に参加したり、発表したりする意欲が見られるようになった。
- 友達との関わりが増えて、集団での生活がスムーズになってきた。
- 学校行事への参加の仕方を選択し、参加できる時間が増えた。等



〈対象児童生徒の保護者の評価〉

- 表情が明るくなった。通級指導教室で話をたくさん聞いてもらって安心の場になったようだ。
- 得意なことにさらに自信を付けたことで、苦手なことにも挑戦するようになった。
- 勉強に対して前向きになった。褒められる場面が増えてやる気がでたようだ。
- 家族との会話が増えた。等



「通級による指導」を開始するには

県内の「通級による指導」を開始するまでのモデルケースを紹介します。

- ① 通級による指導が必要な児童生徒がいた場合は、校内委員会で検討し、児童生徒、保護者の同意を得て、校長が教育委員会に通知する。
- ② 教育委員会は、当該児童生徒が通級による指導を受けることが適当と認めたときは、校長に通知する。
- ③ 校長は当該児童生徒の特別の教育課程を編成し、教育委員会に届け出る。
- ④ 教育委員会は、当該児童生徒の保護者に対し、通級による指導を行う日時など必要な事項を通知する。



「障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A(改訂第3版)」文科省



特別支援学校
学習指導要領解説
自立活動編



「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」
文科省



「お子さんのよりよい就学にむけてリーフレット」
山形県

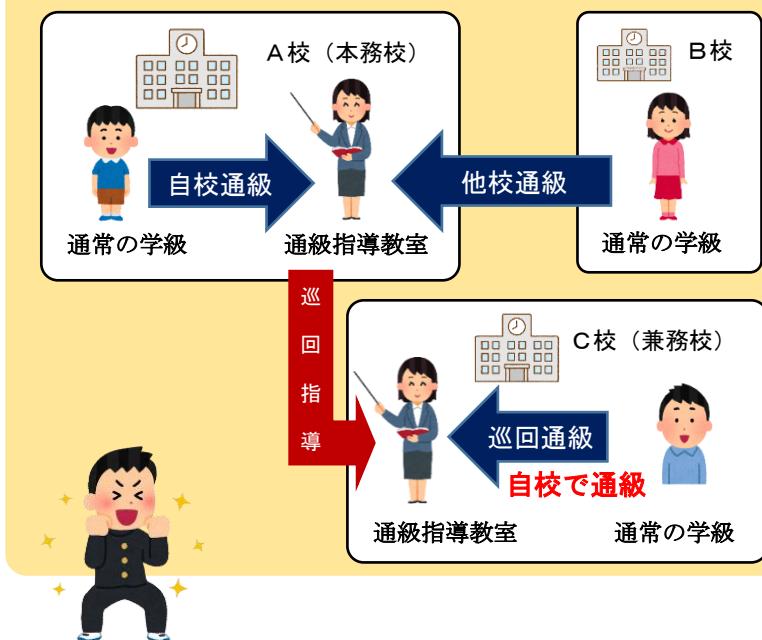
★ 発達障がいの理解や指導支援、教材教具については、**発達障害教育推進センター**(国立特別支援教育総合研究所ホームページ)も参考になります

多様な実施形態の活用による指導の場の充実に向けて

指導の形態には、「自校通級」「他校通級」「巡回通級」があります。

義務教育段階では、通級による指導を必要とする児童生徒に適切な指導を効果的に提供していくために、自校に通級指導教室が設置されていない場合には、「他校通級」や「巡回通級」といった多様な実施形態の活用を進めていく必要があります。各学校の必要性を踏まえ、市町村教育委員会において、実施可能な運用形態や具体的な設置先を検討していくことになります。

◆ 他校通級とは？ 巡回通級とは？



【他校通級とは】

- 他の学校に設置されている通級指導教室に、週（月）に何単位時間か定期的に通級して指導を受ける形態

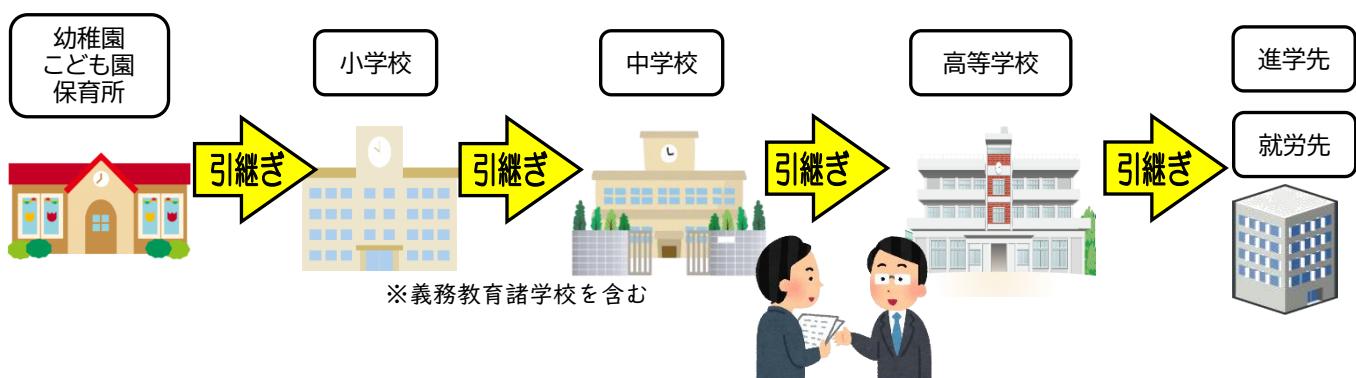
【巡回通級とは】

- 通級による指導の担当教員が、兼務校に赴き、場合によっては複数の学校を巡回して指導を行う形態

○担当教員が学校を訪問することから、対象の児童生徒の学校環境を把握しやすく、対象の児童生徒の学級担任や教科担当との連携や校内における共通理解が図られやすい。

切れ目ない支援のために

「通級による指導」の対象となる子どもたちの自立と、社会参加に至るまで、それぞれのライフステージで適切な指導・支援を行い、これを継続していく必要があります。個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成、活用などを通して、効果的な支援などの情報を確実に引継ぎましょう。



山形県教育局特別支援教育課

令和6年5月

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 電話 023-630-2867 FAX 023-630-2774

※このリーフレットは、山形県のホームページに掲載されています。

